

# 7月1日から一部の施設が敷地内禁煙になります

健康増進法が改正され、望まない受動喫煙(※)が生じないように、7月1日から下記の施設が「原則敷地内禁煙」となります。ルールを守って受動喫煙から、たばこを吸わない人や子どもたちを守りましょう。

## 健康増進法の改正の趣旨

- ①「望まない受動喫煙」をなくす
  - ②受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者などに特に配慮
  - ③施設の類型・場所ごとに対策を実施
- ※詳しくは、市ホームページをご覧ください



### 原則敷地内禁煙となる主な施設

- 行政機関の庁舎
- 学校・教育施設
- 病院・診療所
- 薬局
- 介護老人保健施設
- 施術所
- 保育所
- 認定こども園
- 障がい児入所施設
- 児童発達支援センターなど

(※) 受動喫煙とは…喫煙する本人だけでなく、身の周りの人にもたばこの煙を吸わせてしまうことです。健康へも悪影響をおよぼすことがわかっており、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児突然死症候群(SIDS)などの原因になることが明らかになっています。また、国内でも受動喫煙が原因で年間15,000人の方が亡くなっています。

●問い合わせ 保健医療課健康支援室 ☎53-2111 (内線2443)

## 平成30年度の情報公開などの状況を公表します

# 情報公開および個人情報保護条例運用状況

平成30年度中に条例に基づいて行われた、情報公開および個人情報開示などの請求件数や処理状況などを公表します。

### ■情報公開実施件数

情報公開請求件数	31件	
(公開件数)	全部公開件数	10件
	一部公開件数	14件
(非公開件数)	非公開件数	1件
	不存在等件数	6件
不服申立件数	0件	
審査会への諮問件数	0件	
訴訟件数	0件	

※1件で複数文書の公開請求があったもののうち、文書ごとに「全部公開」「一部公開」「不存在等」など、処分が異なった場合は「一部公開」として計上しています

### ■個人情報開示等件数

個人情報開示請求件数	16件	
(開示件数)	全部開示件数	14件
	部分開示件数	2件
(非開示件数)	非開示件数	0件
	不存在等件数	0件
訂正および利用停止請求件数	0件	
不服申立件数	0件	
是正申出件数	0件	
審査会への諮問件数	0件	
訴訟件数	0件	

●問い合わせ 総務課総務管理室 ☎53-2111 (内線3131)